

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第65号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後	改正前
<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、<u>それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額</u></p> <p>ア 住民に貸与している衛星携帯電話の数 <u>7,500円</u></p> <p>イ <u>女性の消防団員の数に2を乗じて得た数と男性の消防団員の数とを合計した数</u> 3,000円</p> <p>ウ 自主防災組織に加入する世帯の数 <u>70円</u></p> <p>エ <u>災害時要援護者（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。）の数</u> 60円</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 災害時要援護者に係る対策に関する事業</u></p> <p><u>5 職員の危機管理能力の向上、住民の避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業</u></p>	<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、<u>それぞれ知事が別に定める金額を乗じて得た額を合算した額</u></p> <p>ア 住民に貸与している衛星携帯電話の数</p> <p>イ <u>消防団員（女性の消防団員については、2を乗じるものとする。）の数</u></p> <p>ウ 自主防災組織に加入する世帯の数</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p>

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準額

(単位:円)

項 目	数 値	単 価	算定基準額 (数値×単価)
略			
自主防災組織に 加入する世帯			
災害時要援護者			
略			

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準額

(単位:円)

項 目	数 値	単 価	算定基準額 (数値×単価)
略			
自主防災組織に 加入する世帯			
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。